



(2025 年 1 月 6 日以降の申込み用)

リフォームかし保険

「リフォームワイド」のご案内



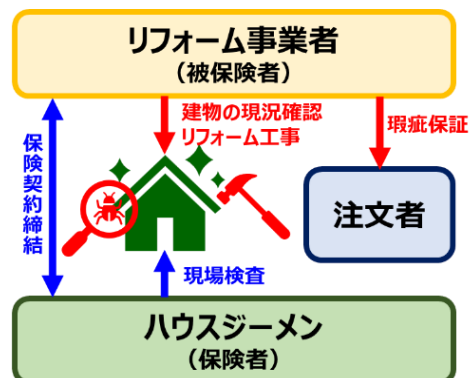
住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社 ハウスジーマン

1. 保険の概要

建物全体の耐力・防水に関する基本性能を保証するようなリフォームを実施するリフォーム事業者向けのリフォームかし保険です。

point
リフォームワイドを利用することで、通常のリフォームかし保険ではカバーされない設計瑕疵によるリスクにも備えられます。



リフォームワイドのコース		
構造・防水コース	建物全体の構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分の両方を保険の対象とするリフォームワイドです。	- 延長保証のための工事 - 耐震改修工事
構造コース	建物全体の構造耐力上主要な部分と、雨水の浸入を防止する部分のうち工事の対象となった部分を保険の対象とするリフォームワイドです。	耐震改修工事
防水コース	建物全体の雨水の浸入を防止する部分と、構造耐力上主要な部分のうち工事の対象となった部分を保険の対象とするリフォームワイドです。	- 全面塗装工事 - 防水リフレッシュ工事

2. この保険を利用できる住宅

人の居住実績のある戸建住宅と小・中規模住宅	防水コースで耐震改修工事のような耐力性能に関わる工事を行わない場合以外は、工事完了後に建物が現行の耐震基準を満たしている必要があります。 延べ床面積が1000㎡未満の共同住宅が小・中規模共同住宅に該当します。
-----------------------	--

3. この保険の対象となるリフォーム工事

対象となる工事	- 建物の耐力・防水性能に関わる部分の工事（基礎の新設を伴う工事を除く） - 上記以外の建物の工事や建物と一体となった設備に対する工事
対象とならない工事	- 建物と一体となっていない家財や設備の工事 - 外構工事等の敷地内の建物以外の部分を対象とする工事

point
基礎の新設を伴う工事はリフォームワイドでは引受けできませんが、増改築リフォーム保険を利用できます。

4. 補償内容

○ 保険事故と補償期間

保 險 事 故 と 補 償 期 間				
工事完了後の現場検査の適合日から補償が開始します。				
補 償 区 分		保 險 事 故	事 故 の 具 体 的 事 象	補 償 期 間
標 準		耐力性能に関わる事故	梁のたわみや床版の沈み込み	5 年間
		建物が基本的な耐力性能を満たさない		
		防水性能に関わる事故	外壁や窓廻りからの雨漏れ	
		建物が基本的な防水性能を満たさない		

		短期補償事項 施工対象部分が通常必要とされる性能を満たさない	トイレの取付不良による排水管からの漏水	2 年間 or 1 年間
オプション		等級 2 以上の耐力性能補償	耐震改修工事の実施後に、約束した等級 2 の耐震性能の未達が発覚	5 年間
		注文者と約束した等級 2 以上の耐力性能の未達		
		省エネ性能補償	省エネリフォームの実施後に、約束した「断熱等性能等級」の未達が発覚	10 年間
		注文者と約束した省エネ性能の未達		
		結露事故 10 年補償	断熱材の施工不良が原因で、壁内や小屋裏に結露が発生	10 年間
		施工不良による結露の発生		
	塗膜事故 10 年補償	塗装した外壁の塗膜面に膨れや剥がれが発生	10 年間	
	施工した塗膜面の膨れや剥がれ			

補足



1. 「構造コース」では防水性能に、「防水コース」では耐力性能に関わる事故が、施工対象部分のみ保険の対象になります。

2. 補償される省エネ性能は、「断熱等性能等級」と「一次エネルギー消費量等級」となり、約定した等級の未達が発覚が保険事故に該当します。省エネ義務化以降は、特別な約定が無くても、義務付けられる等級 4 の未達は保険事故に該当します。

3. 結露事故は通常は短期補償事項に含まれますが、補償オプションを利用する場合の担保期間は 10 年間となります。この場合でも、居住者の加湿器や冷暖房機器の過剰な使用等を原因とする結露は補償の対象とはなりません。

4. 塗膜事故は通常は短期補償事項に含まれますが、補償オプションを利用する場合の担保期間は 10 年間となります。なお、このオプションの塗膜事故には塗膜の色あせ(白化)やチョーキング(白亜化)といった事象は含みません。

point

基本的な耐力・防水性能だけでなく、結露や塗膜のリスクに対しても 10 年間の長期にわたって備えられるとともに、長期保証といった付加価値提案にも繋がられます。また、耐震改修工事や省エネリフォームのリスクにも備えられます。

塗膜事故の 10 年補償オプションを利用できる塗装工事

	使用する塗料	10 年以上の耐用年数が期待できる、ウレタン樹脂塗料やシリコン樹脂塗料、フッ素樹脂塗料、無機塗料等の塗料を使用すること
	施工方法	外壁材や屋根材の材質やコンディションを踏まえて適切に下地処理を行い、使用する塗料は用途や外壁材等の性質を踏まえて、用途に合った相応しいものを使用すること

point

塗膜補償を利用するためにハイグレードな塗料を使用したり、特別な施工方法を採用したりする必要はなく、外装工事で一般に使用される塗料を使用して、標準的な方法で施工することで構いません。

○ 保険金額

基本保険金額(保険契約における支払限度額)

1000 万円/棟

[> 保険料表はこちらからダウンロードできます](#)

各補償オプションの支払限度額

	等級 2 以上の耐震性能補償	基本保険金額と同額	
	省エネ性能補償	1000 万円	共同住宅の場合も住棟単位で適用します。
	結露補償	500 万円	共同住宅の場合も住棟単位で適用します。

	塗 膜 補 償	500 万円	共同住宅の場合も住棟単位で適用します。また、 支払限度額 は次のいずれかの金額を選択することもできます。			
			100 万円	200 万円	300 万円	1000 万円
補 足	「省エネ性能に関わる事故」と「結露事故」の支払限度額は基本保険金額と別枠となりますが、「等級 2 以上の耐力性能補償」と「塗膜事故」の支払限度額は基本保険金額の内枠となります。					

お支払いする保険金の範囲と一事故あたりの限度額			
	直 接 修 補 費 用	材料費や労務費等の、建物を原状回復させるために直接必要となる費用	一事故あたりの限度額なし
	調 査 費 用	修補範囲や方法を特定するための費用	直接修補費用の 10% (最低 10 万円で上限 50 万円)
	仮 住 ま い 転 居 費 用	修補期間中に仮住まいを余儀なくされた場合の、仮住まいや転居に必要な費用	50 万円
	そ の 他	事故に関する紛争を解決するために必要な争訟費用や第三者に対する請求権の保全費用	一事故あたりの限度額なし

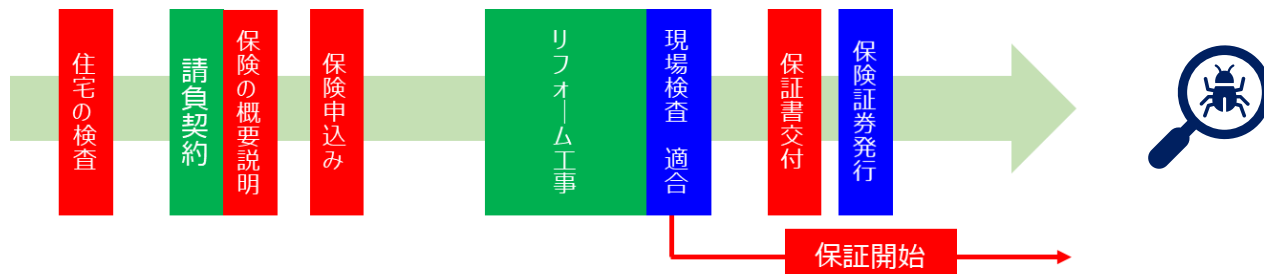
主 な 免 責 事 由		
故意・重過失により生じた損害		リフォーム事業者や注文者等の故意や重過失を原因とする損害
外 来 の 事 由 等 により生じた損害	自然災害や外来の事由	洪水、台風、竜巻、豪雨等の自然災害や、火災、落雷といった外来の事由
	経年劣化等	虫食い、建物の性質による結露、建物の自然の消耗(経年劣化)といった事象
保 険 の 対 象 とならない損害	家財への波及損害等	建物以外の家財の破損や利用の阻害
保 険 の 対 象 とならない損害	塗装の色むら等	建築材料や内外装等の、色や柄の選択誤りや、塗装仕上面の色むら
	性能の不発揮	事故によらずに生じた防音・断熱性能の未達、意図した性能の不発揮
締結後のリフォーム工事等		保険の加入後に行われた修補を含む工事の瑕疵

紛争処理に関するサービスの利用		
リフォーム事業者と注文者は、 リフォーム工事に関するトラブルが発生した場合には、次のサービスを利用 できます。		
	電 話 相 談	住まいるダイヤルを利用して、 建築士の資格を持った相談員に相談 できます。通常窓口はナビダイヤルですが、保険付き住宅専用のフリーダイヤルを利用できます。
	専 門 家 相 談	弁護士と建築士に 対面で相談できる 事前予約制のサービスを利用 できます。(相談時間は 1 時間で原則無料)
	紛 争 処 理	住宅紛争審査会による 裁判外の紛争解決手続き(ADR) を利用できます。手続きは「あっせん」、「調停」、「仲裁」から選択できます。

保 険 の 利 用 に あ た っ て の 注 意 点

建物に築年数等に応じて生じる劣化は瑕疵ではないため、瑕疵保険では経年劣化に起因する事故は免責となります。また、現況確認や現場検査では、目視できる範囲に生じた雨染み等の顕在化した不具合事象の有無は確認しますが、劣化状況の確認は行いません。そのため、この保険の利用にあたっては、建物の基本的な性能を確保するために築年数や部材等の耐用年数、建物の形状、メンテナンスの実績等を鑑み、適切な工事を行う必要があります。

5. 保険の申込手続き



○ リフォーム事業者による建物の現況確認(点検)

建 物 の 現 況 確 認	
リフォーム業者は、建物に雨漏れ跡や規定値以上の幅のクラックといった、補修が必要となるような顕在化した不具合事象が生じていないかの確認を行い、報告書を作成します。	
注 意	・現況確認は、ハウスジーマンの現況確認マニュアルに従って行います。 ・現況確認の実施にあたり、指定箇所の写真の撮影が必要です。 ・現況確認で不具合事象が発見された場合は、リフォーム工事で補修しなければこの保険に加入できません。 ・確認結果の有効期間は1年間です。1年経過以降に保険を申し込む場合は再度の確認が必要です。

- > [木造・鉄骨造の住宅用の現況確認マニュアルはこちらからダウンロードできます](#)
- > [RC造の住宅用の現況確認マニュアルはこちらからダウンロードできます](#)
- > [木造・鉄骨造の建物用の現況確認 実施報告書はこちらからダウンロードできます](#)
- > [RC造の建物用の現況確認 実施報告書はこちらからダウンロードできます](#)

○ 保証と保険の概要説明

リフォーム事業者は、「概要説明書」を使用して注文者に保証の概要と保険の内容のうち注文者に関わる部分の説明を行い、契約内容確認シートに記名押印を取り付けます。概要説明は請負契約の締結の際に行うことを推奨します。

- > [概要説明書はこちらからダウンロードできます](#)
- > [概要説明動画にははこちらからアクセスできます](#)
- > [契約内容確認シートはこちらからダウンロードできます](#)



point

- ・保証と保険の概要説明には、ハウスジーマンのホームページで公開している概要説明動画を利用できます。
- ・概要説明動画には、「概要説明書」右上の二次元バーコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。

○ 保険の申込み

保険の申込みは、着工の前後に関係なく工事日程が確定し、最初の現場検査(通常は完了後検査)の希望日が確定したタイミングで、ハウスジーマンのポータルサイトから行います。



検査の日程をスムーズに調整できるよう、保険の申込みは工程や検査希望日の確定後、検査希望日の1～2週間前を目途に実施してください。施工中検査が必要になる場合は、施工中検査の希望日の1～2週間前を目途に、申込みを行ってください。

- > [ポータルサイトにははこちらからアクセスできます](#)
- > [既存共通の web 申込みマニュアルはこちらから確認できます](#)

point

着工前の申込みといった申込時期の指定や、当社による着工前の現場検査といった手続き的な制約がないため、検査予定日の確定後に余裕をもって保険の申込みを行うことができます。

○ 現場検査

ハウスジューメンは、**工事完了後に検査(建物の現況と施工状況の確認)を行います(完了後検査)**。現況確認部分の内容は、住宅事業者による建物の現況確認と同内容です。

現場検査に関する留意事項					
 足場の有無	工事の実施にあたり足場を敷設した場合の完了後検査のタイミングは、足場の撤去の前後を問いません。				
 検査特例	次の場合は、現況確認の結果を利用して完了後検査の一部(建物の現況確認部分)を省略できます。検査特例を利用することで、完了後検査の際の居室内への立ち入りが極力不要になり、検査日程の自由度が高まるため、検査特例を適用することを推奨しています。 <table border="1"> <tr> <td> 現況確認がいずれかの者により行われている場合 </td><td> ・既存住宅状況調査技術者の有資格者 ・住宅事業者の委託を受けたハウスジューメンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社 </td></tr> <tr> <td> 住宅事業者がいずれかに該当する場合 </td><td> ・現況確認マニュアルと同等以上の内容で自社の点検基準を定めている ・ハウスジューメンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社である </td></tr> </table> 事前申請が必要な検査特例 自社で点検基準を定めている場合と、検査委託を前提とする検査特例の適用を受ける際は、事前の申請が必要です。 > 自社で点検基準を定めている場合の検査特例の適用申請書はこちらからダウンロードできます > 検査機関への委託を前提とする検査特例の適用申請書はこちらからダウンロードできます	現況確認がいずれかの者により行われている場合	・既存住宅状況調査技術者の有資格者 ・住宅事業者の委託を受けたハウスジューメンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社	住宅事業者がいずれかに該当する場合	・現況確認マニュアルと同等以上の内容で自社の点検基準を定めている ・ハウスジューメンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社である
現況確認がいずれかの者により行われている場合	・既存住宅状況調査技術者の有資格者 ・住宅事業者の委託を受けたハウスジューメンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社				
住宅事業者がいずれかに該当する場合	・現況確認マニュアルと同等以上の内容で自社の点検基準を定めている ・ハウスジューメンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社である				
 施工中検査	次の工事を行う場合は、そのいずれかの完了時にも現場検査を行い、施工状況を確認します(施工中検査)。新設工事には、交換やカバー工法を含みます。 ○ 防水紙の新設を伴う外壁工事 ○ 構造材の新設を伴う耐震補強等の工事 例外的に施工中検査の対象となるバルコニー等の工事 防水紙を新設する勾配屋根の工事や、バルコニー等の防水材を新設する工事は、施工中検査の対象とはなりませんが、例外的に、仕上げ材で防水材が見えなくなるバルコニー等の防水工事は、施工中検査の対象となります。				
 写真確認検査	施工中検査を行う場合の完了後検査は、建物の全景と施工状況の写真を確認して行います。建物全景のほか、工事を実施した指定部分の写真を web 上の専用フォームで提出します。 > 写真提出用の専用フォームにはこちらからアクセスできます				
 リモート検査	現場検査は通常は実地で実施しますが、検査特例を利用した場合の完了後検査と施工中検査は、リモート検査とすることができます。 > リモート検査の概要はこちらから確認できます > リモート検査のユーザーガイド(android 編)は、こちらから確認できます > リモート検査のユーザーガイド(iPhone 編)は、こちらから確認できます リモート検査とは 現地の担当者がスマートフォンで撮影するビデオ映像を、検査員が web 会議上確認して行う検査をいい、実施には所定の要件を満たす必要があります。 				

point

- ・ハウスジューメンのリフォームワイドでは、検査特例の適用のハードルを低く設定し、現況確認の実施者の資格を問わないため、社内外のリソースを有効に活用できます。
- ・検査特例を活用することで、建物の現況確認への 2 回の立ち合いという住宅所有者の負担を軽減できます。
- ・検査特例と後掲のバルコニーの写真確認を組み合わせることで、建物内に立ち入らないで現場検査を実施することができるので、検査日程の自由度が高まります。

工 事 内 容 と 実 施 す る 現 場 検 査						
	新設工事	施 工 中 検 査		完 了 後 検 査		完 了 後 検 査 の 実 施 方 法
検査特例 適用あり	なし	—	—		実地検査 (リモート検査)	実地検査を原則としますが、リモート検査も選択できます。
	あり		実地検査 (リモート検査)		写真確認	写真提出は専用フォームで行います。 > フォームにはここからアクセスできます
検査特例 適用なし	なし	—	—		実地検査	建物の現況確認を行うため、実地検査が必須となります。
	あり		実地検査 (リモート検査)		実地検査	建物の現況確認を行うため、実地検査が必須となります。

完 了 後 検 査 に お け る バ ル コ ニ ー や 陸 屋 根 の 確 認 に つ い て

検査特例を適用して検査の一部を省略した完了後検査で、**建物内に立ち入っての確認がバルコニーや陸屋根だけとなる場合のバルコニー等の確認は、施工状況が確認できる次の写真を用意いただくことで、建物内に立ち入っての確認を省略**できます。

- バルコニーの全景が確認できる写真(できる限り防水材が広く映り込むように撮影したもの)
- ドレン周囲の状況が確認できる写真(排水ドレンが映り込むように撮影したもの)

⇒例外として、実施する工事がバルコニー等だけの場合は、目視による確認が必須となるのでご注意ください。

バルコニー等の写真の確認方法は検査に応じて次の通りです。

	通常検査	検査実施時に検査員に提示してください。(スマートフォン等の画面上での提示で構いません。)
	リモート検査	バルコニー等の写真は、検査の実施までにポータルサイトから提出してください。

完 了 後 検 査 に お け る 防 蟻 工 事 の 確 認 に つ い て

検査特例を適用して検査の一部を省略した完了後検査では、**防蟻工事の施工状況の確認は省略**できます。

⇒例外として、実施する工事が防蟻工事のみとなる場合は、目視による確認が必須となるのでご注意ください。



○ 保証書の交付

リフォーム事業者は**注文者に「保証書（指定書式）」**を交付します。

[> 保証書のひな形はこちらからダウンロードできます](#)

point

受理時に使用する保証書をポータルサイト上で提供するので、作成する必要はありません。提供を受けたものを使用してください。

○ 保険証券の発行

現場検査への適合後に**「保険証券」**を発行します。

web証券



- ・リフォーム事業者が希望する場合は、**保険証券をポータルサイト上で発行**します。
- ・郵送に要する時間を待たずに、**証券の発行後直ちに保険証券を受け取る**ことが可能です。
- ・web証券は、**保険期間中はいつでもポータルサイト上で閲覧**できます。
- ・付保証明書は**ダウンロードした電子ファイルで注文者に提供**することも可能です。

point

保険証券の発行に施工中検査を行う場合の写真提出以外の手続きはありません。与信事業者扱いとなる場合は保険料の支払時期に関係なく、検査に適合したタイミングで保険証券を発行します。

6. リフォーム事業者登録

この保険を利用するには**リフォームワイド**を利用できる**リフォーム事業者としての登録が必要**です。登録を受けるためには、リフォーム事業者共通の要件に加えて**リフォームワイド**を利用するための**追加要件を満たす**ことが必要です。

[>リフォーム事業者登録申請書はこちらからダウンロードできます](#)

事業者登録申請時の提出書類		
共通	預金口座振替依頼書(指定書式) >こちらからダウンロードできます	
住宅事業者が法人である場合に提出	法人登記の登記簿謄本(全部事項証明書)	
建設業許可を受けている場合に提出	建設業許可証 o r 建設業許可通知書	

○ リフォーム事業者共通の要件

リフォーム事業者が建設業許可を受けていない場合の登録要件は次のとおりです。

リフォーム事業者が建設業許可を受けていない場合の登録要件	
新築工事とリフォーム工事の業務実績 (いずれか)	過去2年間に5件以上の業務実績があること
増改築リフォーム保険を利用する場合は、増改築リフォーム以外のリフォーム工事は業務実績とすることができませんので、ご注意ください。	2年以上の期間に5件以上の業務経験のある経験者が在籍していること

○ リフォームワイドを利用するための追加要件

次の要件を満たして、**建物の現況確認(点検)**の遂行能力があることが認められることが必要です。

リフォームワイドを利用するための追加要件	
住宅の検査(点検)に関する業務実績 (いずれか)	過去2年間に5件以上の業務実績があること
	2年以上の期間に5件以上の業務経験のある常勤の建築士が在籍していること
建築士の在籍	常勤の建築士が在籍していること

事業者登録の取扱い	
登録料	事業者登録には、ハウスジーマンの保険商品の利用実績に応じた登録料が掛かります。
有効期間	登録の有効期間は1年間で、1年ごとの更新手続きが必要です。
保険料の支払方法	保険料は原則として口座振替による支払いとなるため、振替口座の登録がない場合は、事業者登録の際に「預金口座振替依頼書(原本)」を提出して、登録が必要です。

point

振替口座の登録を行い、保険料の支払いを口座振替で行う場合は、一定の利用実績がなくても初回の申込みから与信事業者として取り扱うため、保険証券の発行を急ぐ場合も安心です。

7. 提出書類

申 込 時 の 提 出 書 類	
共 通	現地案内図
	平面図と立面図
	工事の対象箇所と内容が分かる施工図面等の資料 施工図面等を作成しない場合は、提出する平面図と立面図に 工事内容を記載することで構いません
	現況確認 実施報告書（指定書式） <u>> 木造・鉄骨造用の書式はこちらからダウンロードできます</u> <u>> RC 造用の書式はこちらからダウンロードできます</u>
	請負契約書類（特約部分を含む） <u>> ワイド用の特約はこちらからダウンロードできます</u>
	契約内容確認シート（指定書式） <u>> こちらからダウンロードできます</u>
新耐震基準等の充足が必要な場合	新耐震基準等を満たしていることが確認できる書類
状況調査技術者の検査特例を利用する場合	状況調査技術者の資格者証
性能評価付き住宅の場合	建設住宅性能評価書

(注) 本紙は保険商品の内容の全てを記載するものではありません。詳細については約款集や重要事項説明書を参照してください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 第5号
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 第18号
住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0004

東京都港区新橋 4-3-1 新虎安田ビル

【お問合せ】

受付センター	TEL	03-5408-8486
	E-mail	info@house-gmen.com

©2025 株式会社ハウスジーメン